

議会基本条例をご存知ですか



米原市民報No.409

2014年1月26日 日本共産党米原市議団
清水隆徳Tel.52-1969 藤田正雄Tel.55-1128
太田幸代Tel.54-2286

平成25年11月から施行されました

議会へ市民自らが参加する仕組みづくり

昨年6月の定例会において可決した議会基本条例が議会改選後の11月1日に施行されました。この条例は、全国で500以上の市で制定され、市議会の3分の1を超えるものとなっています。このような議会改革の取り組みを通じて、依然として議会への関心が低調な議会と住民の意識のズレをなくし、市民参加の議会づくりの契機にしたいと制定されました。是非、有効に活用ください。

【条例の構成】

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則

（第3条～第5条）

第3章 議員の活動原則

（第6条～第8条）

第4章 市民と議会の関係

（第9条～第12条）

第5章 議会と市長等の関係

（第13条～第15条）

第6章 委員会

（第16条）

第7章 政務活動費

（第17条）

第8章 議会の体制整備

（第18条～第24条）

第9章 議員報酬および議員定数の見直し

（第25条・第26条）

第10条 最高規範性および見直し手続き
（第27条・第28条）

議会基本条例の理念、定義等

審議の透明・市民に開かれた議会、自由闊達な討議、政策討論会等

議員の責務、政治倫理、会派等

議会の公開、学識経験者の招致、議会報告会、請願、陳情等

一問一答、市長の反問権、議決事件の追加等

説明責任

事務局、図書室、付属機関、議会広報、研修、財政上の措置等

付属機関の設置

最高の規範、四年に一回見直し

新会派「政策研究会マイバラ」結成

本年1月1日付けで、新会派「政策研究会マイバラ」が、今まで無会派だった新人議員7名で結成されました。代表は堀江議員です。また中川松雄議員は創政クラブに加入しました。新人による新会派について今後の市民本位の議会革新のため積極的な活動を期待します。また共産党議員団としては一致する課題での協力、共同を進めていきたいと思えます。この結果、日本共産党議員団3名、政策研究会マイバラ7名（今中、澤井、竹中、中川雅、堀江、山本、吉田）創政クラブ6名（的場、中川松、音居、北村喜代隆、前川、松宮）清風クラブ3名（北村喜代信、鏝田、滝本）無所属1名（松崎）となります。